

第6表 救助体制等

平成17年4月1日現在

区分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定にもとづくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						救助工作車
	救助隊			救助隊員			救助隊			救助隊員			
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	
県計	57	34	23	943	523	420	45	33	12	755	511	244	52
千葉市	4	4		56	56		4	4		56	56		4
銚子市	1		1	18		18	1		1	18		18	1
市川市	3	3		52	52		3	3		52	52		4
船橋市	3	3		54	54		3	3		54	54		3
木更津市	1	1		15	15		1	1		15	15		1
松戸市	3	3		60	60		3	3		60	60		3
野田市	2		2	27		27	1		1	18		18	2
成田市	1	1		16	8	8	1	1		16	8	8	1
習志野市	2	2		31	31		2	2		31	31		2
柏市	3	2	1	57	42	15	3	2	1	57	42	15	2
市原市	4	4		58	58		4	4		58	58		4
流山市	1	1		12	12		1	1		12	12		1
八千代市	1	1		20	20		1	1		20	20		1
我孫子市	1	1		23	18	5	1	1		23	18	5	1
鎌ヶ谷市	1		1	14		14	1		1	14		14	1
君津市	1	1		12	12								1
富津市	1		1	18		18	1		1	18		18	1
浦安市	1	1		22	22		1	1		22	22		1

区分 団体区分	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第3条の規定にもとづくもの						左のうち同令第4条の規定に基づくもの						救助工作車
	救助隊			救助隊員			救助隊			救助隊員			
	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	計	専任	兼任	
四街道市	1	1		20		20	1	1		20		20	1
袖ヶ浦市	1	1		16	16		1	1		16	16		1
富里市	1	1		18	15	3	1	1		18	15	3	1
栄町													1
小見川町外2町 消防組合	1		1	16	5	11	1		1	16	5	11	1
佐原市外5町 消防組合	1		1	13		13	1		1	13		13	1
旭市外3町 消防組合	1		1	22		22	1		1	22		22	1
安房郡市広域 市町村圏事務組合	4		4	54		54	2		2	30		30	2
長生郡市広域 市町村圏組合	1	1		12		12	1	1		12		12	1
八日市場市外3町 消防組合	1		1	21		21	1		1	21		21	1
山武郡市広域 行政組合	3		3	46		46	1		1	16		16	2
佐倉市八街市 酒々井町消防組合	4	1	3	57	12	45	1	1		12	12		1
印西地区 消防組合	2	1	1	31	15	16	1	1		15	15		2
夷隅郡市広域 市町村圏事務組合	2		2	52		52							2

- (注) 1. 「専任救助隊」とは災害時において、専ら救助工作車で出動し救助活動を行う隊をいう。
2. 「兼任救助隊」とは災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。
3. 「専任救助隊員」とは辞令又は職務命令により専ら救助活動を行う者（ただし、救助を要しない火災時には、消火活動を行う者を含む。）
4. 「兼任救助隊員」とは専任救助隊員以外の者をいう。